資料 No.15

令和4年3月27日執行 北秋田市議会議員一般選挙

選挙公営の手引

北秋田市選挙管理委員会

はじめに

●選挙公営とは

公職選挙法では、お金のかからない選挙を実現するとともに、選挙の公正を確保するため、国または地方公共団体がその費用を負担して選挙運動を行ったり、候補者の行う選挙 運動の費用を負担したりすることにしています。これを**選挙公営制度**といいます。

北秋田市議会議員一般選挙について候補者は、次の項目の費用について一定の条件の範囲内で公費負担とされており、これらの経費の支払についてはいろいろな手続きが定められています。

(選挙公営の対象)

- ・選挙運動用自動車の使用(例:レンタカー代、燃料代、運転手報酬など)
- ・選挙運動用ポスターの作成
- ・選挙運動用ビラの作成

この小冊子は、**北秋田市議会議員一般選挙**において公営の適用を受けようとする場合、 候補者・業者等の方々が行わなければならない手続きについて記述したものであり、また 各種公営関係の届出用紙や契約書の書式例を掲載しています。

なお、この小冊子は次の法律・条例等に基づき作成しております。

●法律·条令等一覧

- 公職選挙法
- ・北秋田市議会議員及び北秋田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関 する条例
- ・北秋田市議会議員及び北秋田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に 関する条例
- ・北秋田市議会議員及び北秋田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスタ 一の作成の公営に関する規程
- ・北秋田市議会議員及び北秋田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関す る条例
- ・北秋田市議会議員及び北秋田市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関す る規程

目 次

1	選挙公営の要点	1
2	選挙公営手続きの流れ<売買契約・請負契約以外>	2
3	選挙公営手続きの流れ<売買契約・請負契約>	3
4	選挙運動用自動車の使用の公営 (2の1) レンタル方式 (2の2) ハイヤー方式	4 4 6
5	選挙運動用ポスターの作成の公営	7
6	選挙運動用ビラの作成の公営	9
7	候補者1人当たりの公費負担の限度額について	10
8	無投票となった場合の取扱いについて	10